

---

# 定 款

---



ラックス建設株式会社

2026年3月30日 改定

# 定 款

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

当社は、ラックス建設株式会社と称し、英文では LUCKS Construction Co.,Ltd と表記する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木工事一式、建築工事一式、大工・鳶土工・鋼構造物・舗装・塗装・防水・水道施設の各工事の請負
- (2) 左官工事業、管工事業、造園工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル煉瓦ブロック工事業、板金工事業、内装仕上工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、ガラス工事業、建具工事業、鉄筋工事業、熱絶縁工事業、解体工事業
- (3) 測量全般、コンクリート構造物の補修・補強、海洋・土木資材販売
- (4) 建築物の設計及び工事監理
- (5) 石綿の除去・封込め・囲い込み処理業務
- (6) 建設コンサルタント業務
- (7) 一般廃棄物、産業廃棄物収集運搬及び処分業
- (8) 不動産の管理、売買及び賃貸業務
- (9) 前各号に附帯する一切の業務

### 第3条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

### 第4条 (本店の所在地)

当社は、本店を広島県福山市に置く。

### 第5条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞にて掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条 (発行可能株式総数)

当社が発行することができる株式の総数は、800,000 株とする。

### 第7条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第11条（基準日）

当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

2. 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

第12条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取り扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

第13条（招集及び招集権者）

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。
3. 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集する。

第14条（議長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使する

ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第18条（取締役の員数）

当会社は、取締役7名以内とする。

#### 第19条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

3. 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

#### 第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第21条（代表取締役及び役付取締役）

当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

#### 第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で他の取締役がこれに代わる。

#### 第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

#### 第24条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

#### 第25条（取締役会の決議の省略）

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 28 条（取締役の責任免除）

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項に定める責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議により、会社法第 425 条第 1 項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）等の間に同法第 423 条第 1 項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役

#### 第 29 条（監査役の員数）

当社は、監査役3名以内とする。

#### 第 30 条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

#### 第 31 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第 32 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 33 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項が規定する額とする。

## 第6章 計算

#### 第 34 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

#### 第 35 条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

第 36 条(中間配当)

当社は、取締役会の決議により、毎年 6 月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 37 条(剰余金の配当の基準日)

- 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
  3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 38 条 (配当金の除斥期間)

剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

2. 前項の配当金には利息を付けない。

## 附則

第 39 条

定款変更案第 15 条(電子提供措置等)の新設は、当社が振替株式(「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式)を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本条は、定款第 15 条の効力発生後これを削除する。

(制 定 記 録)

1997年 3月10日制定  
2006年 6月30日改定  
2007年 6月26日改定  
2011年 5月30日改定  
2012年 6月29日改定  
2013年 6月 1日改定  
2018年 3月29日改定  
2021年 4月 1日改定  
2025年 5月30日改定  
2025年10月15日改定  
2026年3月30日改定